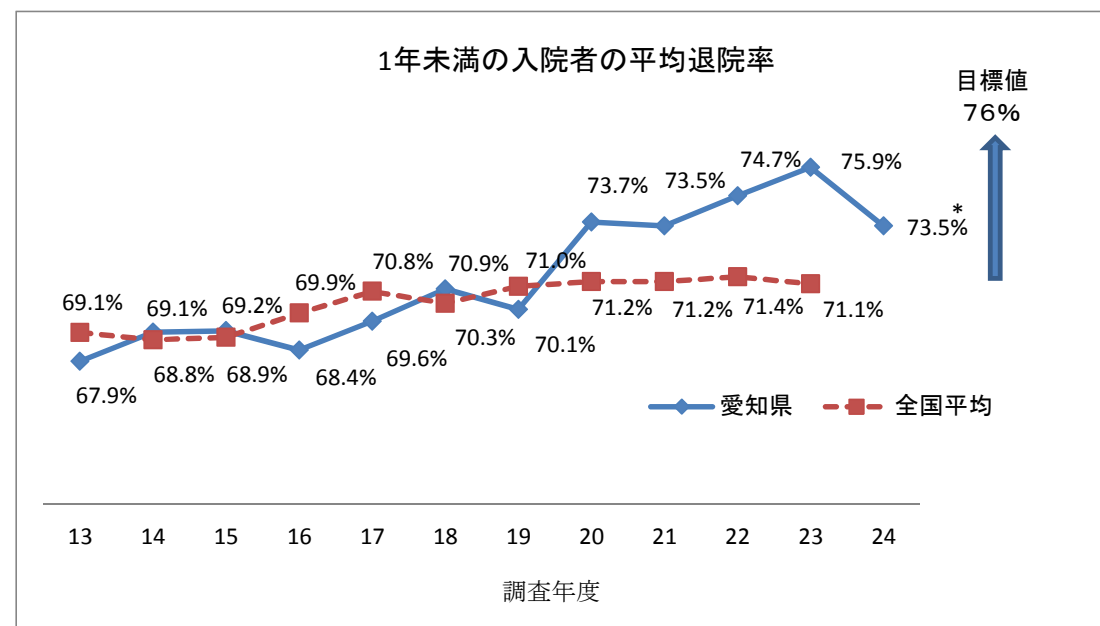


(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行

目標値	1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率 (国の平成26年度の目標値と同一)	76%
-----	---	-----

平成24年度調査における 1年未満の入院者の平均退院率	73.5% (*)
-----------------------------	-----------

* 平均退院率は国の精神保健福祉調査(630調査)の値を用いて算出しているが、24年度の調査結果はまだ公表されていないので、県による概算値を用いている。



■調査対象の入院患者のその後1年の状況 ※

調査年度	H20	H21	H22	H23	H24
調査対象の入院患者数(人)	1,288	1,337	1,324	1,414	1,294
家庭復帰等(人)	948	976	994	1062	932
%	73.6	73.0	75.1	75.1	72.0
グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等へ退院(人)	70	79	62	78	99
%	5.4	5.9	4.7	5.5	7.7
転院・院内転科・死亡等(人)	128	133	128	138	125
%	9.9	9.9	9.7	9.8	9.7
1年後の入院継続者数(人)	142	149	140	137	138
%	11.0	11.1	10.9	9.7	10.7

※ 調査対象患者は調査年度前年6月の入院患者

■1年未満の入院者の平均退院率について

- ・6月の1ヶ月間に入院した患者(①)人について追跡し、6月から翌年5月まで各月までの退院者数を積算する。(②)
- ・月ごとに各月までの累計退院者数(②)を入院患者数(①)で除した数を算出し、その計を12(ヶ月)で除し平均をとる。
- ・1年未満の入院者の平均退院率は、1年未満の入院者の退院率を上限値とし、早期退院者が多いほど高くなる傾向がある。

平成24年度調査 6月の入院者 1,294人(①) 1年以内の退院者 1,156人 1年後残院患者者 138人

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計
入院患者数 ①	1,294	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
各月の退院者数	260	320	207	161	71	40	27	21	13	21	4	11	1,156
各月までの累計退院者数 ②	260	580	787	948	1,019	1,059	1,086	1,107	1,120	1,141	1,145	1,156	
残院患者数 ①-②	1,034	714	507	346	275	235	208	187	174	153	149	138	
②/①	0.201	0.448	0.608	0.733	0.787	0.818	0.839	0.855	0.866	0.882	0.885	0.893	8.816
	8.816/12月 = 0.735												73.5%

(参考)平成23年度調査 6月の入院者 1,414人(①) 1年以内の退院者 1,278人 1年後残院患者数 136人

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計
入院患者数 ①	1,414	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
各月の退院者数	350	349	220	161	76	30	27	20	12	11	11	11	1,278
各月までの累計退院者数 ②	350	699	919	1,080	1,156	1,186	1,213	1,233	1,245	1,256	1,267	1,278	
残院患者数 ①-②	1,064	715	495	334	258	228	201	181	169	158	147	136	
②/①	0.248	0.494	0.65	0.764	0.818	0.839	0.858	0.872	0.88	0.888	0.896	0.904	9.111
	9.111/12月 = 0.759												75.9%

【第3期計画期間 現状実績評価】

【現状と課題】

- 第3期計画策定にあたり、本県においては国と同様に「1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率76%」を目標値とした。
- 平成24年度調査の平均退院率は前年度を下回っているが、過去数年と比較すると全国平均を上回っている。
- 退院に対する入院者の意識を高めることや家族の理解及び協力を得ることが必要である。
- 患者を送り出す病院と受入れる地域との連絡調整や、地域生活への移行後も安心して生活することができるように支援を行っていく。

【今後の取組の方向性】

- 県は、入院中の精神障害のある人が地域生活移行に向けて円滑に取り組めるよう、精神保健福祉センターにおいて相談支援事業所に対して研修を実施するなど必要な支援を行う。
- 退院後の居住・就労の場を確保するために、居住の場の確保として、グループホーム・ケアホームなどの整備に引き続き努めていく。
- 日中活動の場の確保として、障害福祉サービス事業者に対して精神障害のある人も対象とするように一層働きかけていく。
- 地域における精神障害についての理解は、いまだ十分とは言えない状況であるので、市町村や関係団体と連携して「こころの健康フェスティバル」を開催し、精神障害についての基本的な情報の提供や精神障害のある人の交流等を通じて正しい理解を深めていく。